

青森県報

第三千五百十号

平成二十四年
三月七日
(水曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税務課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 四
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 五
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) …… 五
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………	(同) …… 六
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………	(同) …… 六
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) …… 六
保安林の指定解除予定……………	(林政課) …… 六

公 告

土地改良区の合併の認可…………… (農村整備課) …… 七

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行…………… (建築住宅課) …… 七

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正…………… (事務局) …… 八

青森県知事選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨…………… (同) …… 八

告 示

青森県告示第百六十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社大儀物産	幸田 義弘	南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元一	平成二四・三・二

青森県告示第百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社共	名 称	事 業 者	事 業 所	指 定 日
〇弘前市大字清原二丁目一〇の二	主たる事務所の所在地	名 称	弘前市大字清原二丁目一〇の二	平成二〇・一・二七
共	訪問看護事業所	名 称	所在地	

青森県告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
"	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市大字一内町六一の	黒石市大字一内町六一の	居宅介護事業者
訪問介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者の種類
中央ヘルパーステーション	さわやか訪問看護ステーション	黒石市大字一内町三一の	黒石市大字一内町三一の	居宅介護事業所
黒石市大字一内町三一の	黒石市大字一内町三一の	黒石市大字一内町三一の	黒石市大字一内町三一の	所在地
"	平成二〇・三・一			変更年月日

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 光和会	株式会社 町田安商	株式会社 ズサンライ	株式会社 ズサンライ	株式会社 ズサンライ	株式会社 ズサンライ	株式会社 ズサンライ	株式会社 ズサンライ
一〇の四六	弘前市大字境関字西田二八の一	上北郡東北二目町旭南三丁二九六の	上北郡東北二目町旭南三丁四七一の	五所川原市大字姥泡字五	五所川原市大字姥泡字五	五所川原市大字姥泡字五	五所川原市大字姥泡字五
通所介護	福祉用具貸与	"	"	"	"	"	"
八にウス大	八にウス金	サカエ福祉サービス	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ
一〇〇の三	むつ市金曲二九	五所川原市一弥生町四	五所川原市一弥生町一	上北郡東北二目町旭南三丁二九六の	上北郡東北二目町旭南三丁二九六の	五所川原市大字姥泡字五	五所川原市大字姥泡字五
"	"	三・三・一	三・三・一	三・二・一	三・二・一	三・二・一	三・二・一

青森県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		
医療法人 光和会		株式会社 町田安商 会		株式会社 ズサンライ		株式会社 ズサンライ		株式会社 ズサンライ		社会福祉 法人黒石 市社会福 祉協議会	名称	介護予 防事業 者
一むつ 〇の四 六		弘前市大 字西田 二八の一		上北郡東 北二目 町旭南三 二九六の		上北郡東 北二目 町旭南三 二九七の		五所川原 市大姥五 字		五所川原 市大姥五 字	主たる 事務所 所在地	
介護予 防		介護予 防用具 貸与		"		"		訪問 介護予 防		訪問 介護予 防	事業 の種類	
ハウ ス大		サカエ ビル		ズサン ライ		訪問 介護予 防		中央ホ ール		中央ホ ール	名称	介護予 防事業 所
一〇 三丁 目三		五所川 原市 八の八		上北郡東 北二目 町旭南三 二九六の		五所川原 市大姥五 字		黒石市大 字大工三 の一		黒石市大 字大工三 の一	所在地	
"		三三・三 一		三三・二 一		三三・二 三		平成 三三・三 一			変更 年月 日	

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
有限会社 ズサンライ		社会福祉 法人黒石 市福祉協 議会		名称	居宅介護 支援事業 者
五所川原 市大姥五 字		黒石市大 字内		主たる 事務所 所在地	
居宅介護 支援事業 所		黒石市中央 在宅介護 支援セ ンター		名称	居宅介護 支援事業 所
五所川原 市大姥五 字		黒石市大 字内		所在地	
三三・二 三		平成 三三・三 一		変更 年月 日	

青森県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
	特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		

青森県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境の字西田二八の一	サカエ福祉サ	五所川原市字八の弥生町一八の五所川原市字一の弥生町四の一	平成 三三・三・一
変更後	株式会社町田商会	弘前市大字境の字西田二八の一	サカエ福祉サ	五所川原市字八の弥生町一八の五所川原市字一の弥生町四の一	平成 三三・三・一

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
特定介護予防福祉用具販売事業所	株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境の字西田二八の一	サカエ福祉サ	五所川原市字八の弥生町一八の五所川原市字一の弥生町四の一	平成 三三・三・一

青森県告示第百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	訪問看護	平川訪問看護ステーション	平川市大字富田三丁目八の二〇	平成 二四・三・一	
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	福祉用具貸与	ハッピーアイワーク	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	平成 二四・三・一	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐の字石田一二一の一	通所介護	ツトネスあけぼの	弘前市大字浜の四丁目七の四	平成 二四・三・一	
氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	指定年月日		
指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	訪問看護	平川訪問看護ステーション	平川市大字富田三丁目八の二〇	平成 二四・三・一	
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	福祉用具貸与	ハッピーアイワーク	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	平成 二四・三・一	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐の字石田一二一の一	通所介護	ツトネスあけぼの	弘前市大字浜の四丁目七の四	平成 二四・三・一	

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	訪問看護	平川訪問看護ステーション	平川市大字富田三丁目八の二〇	平成 二四・三・一	
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	福祉用具貸与	ハッピーアイワーク	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	平成 二四・三・一	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐の字石田一二一の一	通所介護	ツトネスあけぼの	弘前市大字浜の四丁目七の四	平成 二四・三・一	
氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	指定年月日		
指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	訪問看護	平川訪問看護ステーション	平川市大字富田三丁目八の二〇	平成 二四・三・一	
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	福祉用具貸与	ハッピーアイワーク	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	平成 二四・三・一	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐の字石田一二一の一	通所介護	ツトネスあけぼの	弘前市大字浜の四丁目七の四	平成 二四・三・一	

青森県告示第百七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
障害者支援施設三和の里	弘前市大字三和字下恋塚一八九の七	平成二十四年三月一日
となみ療護園	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木一四の二四五	"

青森県告示第百七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 相 談 支 援 事 業 者	相 談 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 月 日 定
特定非営利活動法人ピアネット	青森市篠田一丁目八の二エムズコーポレーション	平成二十四年三月一日
特定非営利活動法人あおもり24	青森市北金沢一丁目一五の二	"
指定相談支援事業所あおもり24	青森市北金沢一丁目一五の二	"

株式会社ヒリ	青森市長島三丁目一の一	八戸市類家四丁目八の一	"
アセンプル	八戸市類家四丁目八の一	"	"

青森県告示第百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第百二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 す る 病 院 等		診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
真鍋 宏	はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五の一	脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、神経放射線科（肢体不自由）	平成二十四年三月一日

青森県告示第百七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
北津軽郡中泊町大字小泊字権現崎一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良区の合併の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区と藤島川土地改良区の合併を平成二十四年二月二十九日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 奥入瀬川南岸土地改良区は、合併後存続する。

二 奥入瀬川南岸土地改良区は、定款を変更する。

三 藤島川土地改良区は、合併により解散する。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)第二十四条の規定により公告する。

平成二十四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時 平成二十四年七月一日(日) 午前十時から

(2) 場所 青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時 平成二十四年九月九日(日) 午前十一時から

(2) 場所 青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時 平成二十四年七月二十二日(日) 午前十時から

(2) 場所 青森市安方二丁目一四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時 平成二十四年十月十四日(日) 午前十一時から

(2) 場所 青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十四年三月三十一日(土) から四月六日(金) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaetic.jp/>)において、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成二十四年四月九日(月)から同月十六日(月)まで(ただし、八戸市での受付は同月十日(火)までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

- (1) 青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 九階南部
- (2) 八戸市一番町一丁目九の二二 八戸地域地産産業振興センターユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

- (1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよつ付したもの)
- (2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他建築に関する実務経験についての証明書
- (3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

- (一) 学科試験 平成二十四年八月二十一日頃
- (二) 設計製図試験 平成二十四年十二月六日頃

2 木造建築士試験

- (一) 学科試験 平成二十四年九月四日頃
- (二) 設計製図試験 平成二十四年十二月六日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七 七七三 二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

平成二十三年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第百号(政治資金規正法によ

る政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十四年三月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成22年分(3)その他の政治団体の(ア)寄附の内訳の青森県医師連盟の表を

青森県医師連盟	政治団体	日本医師連盟	6,964,000	青森県
		青森県医師連盟	147,738	青森県

を

青森県医師連盟	政治団体	日本医師連盟	6,964,000	東京都
		青森県医師連盟	147,738	埼玉県

に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定により、平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年三月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年6月5日執行 青森県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 32,293,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	三村 申吾	所属党派	無所属	期間	平成23年 2月16日から 平成23年 6月19日まで
出納責任者氏名	山内 英樹				第1回分

収入	支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
自由民主党	政党	2,000,000	5,037,000
青森県医薬品配置業連盟	政治団体	100,000	3,580,891
青森県医師連盟	政治団体	1,000,000	3,449,391
			131,500
			36,941
			351,195
			2,267,900
			1,598,366
			460,940
			226,077
			540,880
			417,631
その他の寄附		392 件	2,750,000
その他の収入			15,000,000
今回計			20,850,000
前回計			0
総計			20,850,000

項	目	金	額
選挙運動用通常葉書の作成			829,400円
ビラの作成			1,155,000円
ボスタワーの作成			
選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			1,984,400円

報告書受理年月日 平成23年 6月20日 第1回報告分

候補者氏名	三村 申吾	所属党派	無所属	期間	平成23年 6月20日から 平成23年 7月 5日まで
出納責任者氏名	山内 英樹				第2回分

収入	支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
		0 件	0
その他の寄附		0	0
その他の収入			0
今回計			20,850,000
前回計			0
総計			20,850,000

項	目	金	額
選挙運動用通常葉書の作成			829,400円
ビラの作成			1,155,000円
ボスタワーの作成			
選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			1,984,400円

報告書受理年月日 平成23年 7月 6日 第2回報告分

344,583
14,517,821
14,862,404

候補者氏名	三村 申吾	所属党派	無所属	期 間	平成23年 7月 6日から 平成23年 8月18日まで
出納責任者氏名	山内 英樹				第3回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)
(職業)	(寄附額)
円	円
人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	88,183
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
その他の寄附	0
その他の収入	0
0件	0
今回計	88,183
前回計	14,862,404
今回計	20,850,000
前回計	14,950,587
総計	20,850,000
総計	14,950,587

項目	金額
選挙運動用通常業務の作成	
ビラの作成	829,400円
ポスターの作成	1,155,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	1,984,400円

報告書受理年月日 平成23年 8月22日 第3回報告分

候補者氏名	山内 崇	所属党派	無所属	期 間	平成23年 3月 1日から 平成23年 6月16日まで
出納責任者氏名	工藤 武美				第1回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)
(職業)	(寄附額)
円	円
人件費	5,082,500
家屋費	1,443,476
選挙事務所費	1,112,840
集合会場費	330,636
通信費	54,168
交通費	243,019
印刷費	2,747,960
広告費	994,280
文具費	555,441
食糧費	436,172
宿泊費	511,255
雑費	915,633
その他の寄附	350件
その他の収入	1,750,000
1,233,904	1,233,904
今回計	12,983,904
前回計	0
今回計	12,983,904
前回計	12,983,904
総計	12,983,904
総計	12,983,904

項目	金額
選挙運動用通常業務の作成	
ビラの作成	829,400円
ポスターの作成	1,464,960円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	2,294,360円

報告書受理年月日 平成23年 6月20日 第1回報告分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭